

## 令和6年度第1回伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和6年8月5日（月）午後2時～午後2時50分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 3B会議室

### 〔出席者〕

（委員） 町川智康委員（会長）、田中晃委員（副会長）、塩原真理子委員、長谷川幸子委員、石井裕委員

（事務局） 福祉総務課 小形課長、加納主幹、清水主任主事  
伊勢原市社会福祉協議会 柏木局長代理、小笠原係長、藤井主任

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

### 〔議題〕

- （1） 令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2） 令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について
- （3） その他

（配布資料）

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 資料1   | 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業報告書   |
| 資料2   | 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター相談対応実績  |
| 資料3   | 令和6年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業計画（案） |
| 資料4・7 | 令和6年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター講演会チラシ  |
| 資料5・6 | 令和6年度成年後見・権利擁護サポート連絡会チラシ        |

### 〔審議の経過〕

- （1） 令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について

（事務局）

－資料1～2について、事務局から説明－

（委員）

資料2の相談実績ですが、「3. 相談者別」の本人からの相談というのは、認知症でない高齢者でしょうか。

（事務局）

この相談者別の記録は、純粋な相談の件数の他に、親族や関係機関、相談を受けてセンターから本人に連絡を取った案件等も含めています。例えば、市長申立てが想定される案件が上がってきたときに、センターでは必ず本人と会うようにしていますが、本人が入院している病院に行き、制度の説明をしたときは「1. 対象者別」

の「本人」に含めています。「1. 対象者別」内の高齢者は、認知症等ではない高齢者を指します。元気なうちに将来のことを相談したいという、いわゆる終活としての相談も最近は増えています。任意後見制度のことや、死後の事務委任契約のことを聞きたいという高齢者が多いです。場合によってはそこから専門相談に繋げることもあります。

(委員)

「1. 対象者別」で見ても、高齢者は多いですね。このような方々の相談先があるということをもっと啓発していただければと思います。

8050問題は自分の家庭の心配事として親が相談に来ることが多いのでしょけれども、成年後見制度だけでは解決できない問題もあり、生活支援も含めて障がいや高齢の関係機関が一体になって取り組まなければいけません。ネットワークでの事例検討を関係機関で一緒になって議論していくことは、包括的な相談ができていいですね。8050問題は親の高齢化問題と、子の生活支援の問題や財産管理、相続という、あらゆる課題が詰まってくるものです。そのため、このようなネットワークで垣根を越えて議論し、問題を共有する取組がとてもいいと思います。

(事務局)

親が元気なうちに相談してくれればいいですが、ここ1、2年で上がってくる8050問題は、認知症が進んだ親が入院することになったタイミングでソーシャルワーカーから相談が入ったり、介護保険の申請をきっかけにケアマネージャーが家に入った際にもう一人の認知症の方とひきこもりの子を見つけたり、周りが発見するケースが多くなっています。そうすると本人たちからの情報収集が難しく、ケアマネージャーが孤軍奮闘していることもあります。サポート連絡会で、いろいろなところでこのような現状があるということを知っていただき、それぞれの機関で何をどこまでできるのか、グループワークで互いを知ることができたのは良い機会だったと思います。我々もグループの一員として参加しています。

(委員)

例えば切り盛りしていた父が亡くなって、母が認知症になってしまった家庭の支援に入ると、家に行っても何がどうなっているのか分からないことがあります。そのような状態で相続等が発生し、他者との関わりが必要になると苦労します。親と同居している知的障がい者の子だと、暮らしのパターンがあり、例えば相撲の番付表は必ず買うこととか、そういった習慣は親でないと分かりません。転居して施設やグループホームに入ったとしても、今までの暮らしぶりや、その子の好みなど、親が把握していたことは、本人の様子を見て支援者で推測するほかありません。やはり孤立する前に身近に自分の家のことを話せているといいのですが、なかなか話せないようです。本人が通所している場合でも、その人の家庭で起きている変化には気づけないことがあります。中には支援者に対する不審感を抱く人もいるので、アプローチが難しいです。

(委員)

「4. 相談内容別」の中で「支援困難ケース」が増加しています。私も実際に、世話をしていた父が亡くなり、母も半分認知症になってしまったという、障がいを持った利用者の話を聞いたことがあります。その家庭は幸い親族の支援が可能でしたが、これからこのような問題は増えていきます。障がいや高齢のネットワークは

とても大事なことです。これからも充実させてチームワークをとって取り組んでいってほしいと思います。そして、これだけ件数も増えてきているので、センターの職員の仕事量も大変だと思います。そのあたりも少しずつ充実していけたらいいのではないのでしょうか。

(事務局)

人員が増えたらいいなと本当に思います。

この「支援困難ケース」は令和5年度から報告書の中に項目を作りました。どこにも当てはまらない、成年後見制度利用以前に解決しなければいけない問題がたくさんある相談が寄せられるようになったことを機に作りました。この項目に当てはまる、広く権利擁護の支援を必要とする人が市内にたくさんいることが分かりました。親族関係が希薄な中でキーパーソンになれる方がおらず、周りの支援者で頑張らないといけないようなケースが増えていると感じています。

(委員)

支援困難ケースの中で、支援を拒否する人がいるということでしたが、本人が拒否している場合はなかなか入り込むのが難しいと思います。そういった場合には、何か関わりを持つきっかけがあるのでしょうか。それとも、そのままになってしまわざるを得ないのでしょうか。

(事務局)

過去にもそのようなケースはいくつもありました。そういった場合は、まず関係者で集まって、その人に対してどのようにアプローチしていこうか話し合うようにしています。しかし、支援が進まないとも周りも疲弊してしまいます。それでもやはり本人との繋がりは切らないようにしています。例えば、2週間に1回地域包括支援センターが訪問して「包括だより」のような広報誌をポスティングしながら声を掛けてみたり、熱中症になっていないか様子を見に行ってみたり、細くても本人との繋がりを維持しています。悲しいですが、タイミングとして、本人が転んで怪我をしまったり、本人の体調が悪く受診が必要になったり、本人の状態が悪くなった時に初めて支援に入れるということが現実としてあります。それまではカンファレンスで話し合って役割を決めています。

(委員)

繰り返し訪ねることで、いつか心を開いてくれるかもしれませんね。

(委員)

支援困難ケースの中に、ヤングケアラーの相談はありましたか。あった場合、なかなか表に出ず相談に繋がらないという現状がある中で、どのように相談に繋がったのか、お尋ねします。

(事務局)

センターが設立してからヤングケアラーの事案として相談を受けたことはありません。しかし、過去の市長申立てケースの中で、推定相続人が未成年の子だったことはありました。父子家庭の父が脳疾患で救急搬送され、子が未成年というケースでしたが、ヤングケアラーとしての相談ではありません。

(委員)

中核機関として、本人に対するチーム支援が大きな目玉だと思います。相談というのは、チーム支援に繋がる入口だと思います。相談をきっかけにセンターが把握をして、チーム支援に繋げていくことが大事です。先ほど、相談をきっかけに本人へアプローチしていった例があるというお話がありましたが、チーム支援までいなくても、具体的な活動に繋げていった例にどのようなものがあるか教えていただきたいです。

(事務局)

複数ございます。何をどうしたらいいか分からない支援困難ケースとして相談を受けた際、関係している支援者と、関連すると思われる行政の担当課に声を掛け、カンファレンスを開催しました。そこで、「この世帯に問題が起きたらこのような対応をしよう」という具体的な対策を考え、支援の方向性の計画について情報共有をしました。この世帯について、しばらくは何も問題は起こらなかったのですが、半年後に体調を崩した人がいて、その時には計画どおりの対応ができました。このケースはチームを形成し、年度が変わって人事異動があっても同じ構成機関で対応できるように、カンファレンスを事前に2回行っています。最終的に親族申立ての支援を行うことになり、行政の担当課は直接関わることはありませんでしたが、市長申立ての可能性も考えて進めていました。

もう一つのケースは、親族の支援が難しいと初めから分かっていたので、関係機関を集めて支援の計画を立てながら、市長申立ての準備を進めていきました。

この2つのケースについて、チーム支援に繋がった例としてサポート連絡会で事例検討をする予定です。資料5と資料6がそのチラシです。実際にこのケースに関わった関係者が登壇し、当時の支援の流れを報告していただき、さらにどのようなことができたか検討していただこうと考えています。

(事務局)

市長申立て事案に関しては最終的に市の審査会で決定をしますが、中核機関になる前から、伊勢原市の1つの特徴として、審査会前にセンター主催でケース検討会を開催しています。この仕組みをチーム支援にも生かせないかと考え、センターで音頭を取り、事案が入ってきたらまずは集まって情報を寄せ、課題を整理しています。その中で、緊急性が高い課題と将来的に問題が起きた時の対策を分けて考えながら、チームを形成していくことを大切にしています。介護高齢課も障がい福祉課も一緒に動いてくれています。行政だからできること、民間だからできることがあるので、それぞれの良さを生かしながらチームを作るようにしています。

(委員)

チームでの会議を開いた際に、成年後見人が参加し、意見をいただいていますか。

(事務局)

先ほど紹介したケースは最近成年後見人が選任されたので、これからチームに入っていていただく予定です。現在、既に選任されているケースとして、3年前に市長申立てをし、保佐人がついた精神障がい者がいます。この方は保佐人が選任された後も継続的に支援が必要だと想定される状態だったため、早いうちからチームを組み、問題があってもなくても1年に1回は関係機関で集まっています。それは本人を含めたパターンも、そうでないパターンもあります。本人の状況をチームで確認をし、

本人の訴える意向をどうすれば叶えてあげられるか、叶えてあげられないことはどう本人に話をしていくかを話し合います。多いときは年に2、3回集まりますが、ありがたいことに、専門職の保佐人が遠方から毎回必ず伊勢原に来て協力してくれます。保佐人が1人で担うには大変なケースですが、計画相談員や作業所の方も協力的です。

## (2) 令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について

(事務局)

－資料3～7について、事務局から説明－

(委員)

チーム支援をセンターが行っているということについて、あまり知られていないのではないかと思います。支援の内容を具体的には言えないと思いますが、広報活動等は考えていますか。

(事務局)

センター自体は社協だより等で掲載していますが、それは相談の受付や講演会の周知、専門相談の案内になりますので、チーム支援のアピールは今まで行ったことがありません。

(委員)

たくさん来てしまっても大変だと思います。市民が相談に行こうとしても、市役所の相談だとその先どう繋がっていくのかイメージがつき辛く、専門職に行くことが多いのではないかと思います。しかし相談に来られても、専門職1人では解決できず、もっと長期的な対応が必要になるケースがあります。そのような人々がどこに相談に行けばいいのか迷ってしまうのが現状ではないかと思います。広く一般に広報してしまうと多くの相談が来てしまっても大変でしょうけれども、包括支援センターや専門的な機関に限って、センターがチーム支援に協力していること、これまでの上手くいった事例を知っていただければ、必要なところに手を差し伸べられるのではないかと思います。

(委員)

県内では親亡き後の相談に取り組んでいる市もあります。初めは研修会を開催し、その後に当事者と親が参加したグループワークもしていました。今は研修の他に親亡き後個別相談会とあって、ブースを分けて弁護士や社会福祉士、司法書士等が集まった他職種合同相談会を開いています。親亡き後は相続等の様々な問題が絡んできますので、ケースによってどの専門職か組み合わせは考えます。広報をして毎年やっていると続けて来る人もいます。継続して開催しており、席も結構埋まります。他職種が集まるのも形が見えていいですね。

(委員)

それは福祉関係に沿った相談となるのですか。

(委員)

初めは障がい者基幹センターで受けて障がい者の親亡き後相談をやっていたの

ですが、障がい者に限らず対象を広げ、包括支援センター等にも出てもらうようになりました。必ず複数で面談することになっています。

(委員)

伊勢原市の近隣市町でも合同相談会を開催しています。弁護士、社会福祉士、行政書士等と、建築士も来ていたと思います。福祉関係を入口にすることはあり得ないですね。我々の会でも協力してくれる人はそれなりにいると思います。

(事務局)

県内市町村の社会福祉協議会の広報誌が届くのですが、参考にさせていただく取組もあります。

(委員)

弁護士会でも14士業が集まる相談会がありますよね。専門職がそれぞれのブースを設けていて、受付の人が相談者に合った専門職を案内していました。複数ではなく個別相談ですが、会場には様々な専門職の人がいるので、例えば「次は司法書士に話を聞いてみてください」といったような対応もできます。一定の時間でまとめて相談ができる場となっていました。

(委員)

近隣市町の相談会は複数人で相談を受けていました。例えば弁護士と税理士や、建築士と司法書士等、相談内容に合った組み合わせを案内していました。福祉の関係だと社会福祉士と司法書士等、複数の専門職が複数の立場から相談を受けます。そういう場を設定するのも1つの方法かもしれません。

### (3) その他

(事務局)

市民後見人が受任可能な案件が減少しているという課題がある中で、専門職からのリレーについて、昨年度第2回の推進委員会で皆さまからご意見をいただきました。事務局の中でも検討し、まずは伊勢原市社協が音頭を取り、県西部で市民後見人の養成をしている市町村を集め、どのような課題があるのか話し合いをしようと考えました。平塚市や、複数から単独受任への移行を考えている厚木市、2期まで養成している小田原市等を想定していましたが、このような場を設けることを神奈川県社協にも報告をしたところ、ちょうど神奈川県社協の後見センターで今年度の下半期に、市民後見人の養成のあり方や受任形態、リレーの問題について各市町村からの課題を吸い上げて検討する場を予定しているということでしたので、県西部で集まるのは一旦保留としてほしい旨のお話がありました。県西部以外にも藤沢市や横浜市は単独受任で活動しているので、一緒に課題を検討する場があるのであれば、そこに参加をしていきたいと思っています。検討されたことや、その上で伊勢原市ではどのように考えていくかということについては、この場で改めて報告させていただこうと思います。

(委員)

他に何かございますか。ないようですので、ここで議事を終了します。